

2012年7月2日

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法違反に関する勧告について

平成24年6月29日、当社は公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第7条第2項の規定に基づき勧告を受けました。

これは、当社が下請事業者に対して支払うべき下請代金の額を減額していた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

<違反事項の概要>

- 1) 下請事業者に対し、現金払に伴う「手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、支払うべき下請代金から当該金額を差し引いていた。
- 2) 下請事業者に対し、1年間請求しない下請代金を「未請求取消」として、支払うべき下請代金の額のうち当該下請代金相当額を支払っていなかった。
- 3) 下請事業者に対し、「協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じた額を支払うべき下請代金から当該金額を差し引いていた。

当社は平成24年5月31日に、本件下請事業者に対し、当該下請代金の減額とされた金額（下請事業者36社に対し総額19,773,581円）を既に自主返還しております。

本事象は故意によるものではなく、本来取り交わすべき契約書の種類を誤って締結したことにより生じてしまったものです。

お客様をはじめ、お取引先の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けする結果となり、心よりお詫び申し上げます。当社といたしましては、今回の勧告を厳粛に受け止め、法令遵守の徹底と再発防止に努めてまいります。

以上